

洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務 仕様書

1 業務名

洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務

2 目的

一般海域における洋上風力発電事業について、令和7年度には、道内複数海域が国による「促進区域」に指定されることが見込まれており、洋上風力発電をビジネスチャンスとする地域企業にとって、事業参入への一歩目となる重要な時期である。

令和6年度事業により進めてきた情報提供や企業同士の意見交換等に加え、より実践的な取り組みが必要であり、企業マッチングや対外的な情報発信など、「組織体」としての活動を本格的にスタートさせ、地域産業化を加速させるほか、一般市民への周知活動を継続的に展開し、理解促進に向けた取り組みを行う。

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

以下については、令和6年度「洋上風力発電普及啓発推進事業」を踏まえ取り組むこと。

① 組織体の在り方と市の立ち位置に関する検討

- ・地域企業を軸とした組織体の団体としての在り方（株式会社、一般社団法人、任意団体など）を提案する。
- ・組織体に付与されることが想定される機能に鑑み、組織体に対する適切な市の関わり方を提案する。

② 組織体活動の推進

- ・地域企業による情報・意見交換会、各種イベントを実施する。（計4回程度）
- ・地域企業の風力発電事業参画に向けた業界研究、地域活性化を図るための新事業検討、将来の担い手となる若年層等向けの教育・周知活動を支援する。
- ・洋上風力発電に関連した展示会等のイベントへの出展を支援する。（1回）
- ・地域企業を含め、組織体等をPRするものを制作する。（媒体は問わない）

③ 一般市民に向けた周知活動の展開

- ・洋上風力発電事業及び石狩市が進める再生可能エネルギーを活用したまちづくりを広く一般市民に周知するイベント（セミナーやワークショップ等）を実施する。（計2回）

以上の成果を取りまとめて報告書及び概要版資料等を作成する。

5 業務報告書の作成

事業終了後には速やかに事業報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書は公開を前提として作成し、企業情報など公開に馴染まない情報を含む資料は別途報告書として取りまとめの上、提出すること。

- ・ 報告書（公開用：A 4 版） 5 部
- ・ 報告書（概要版：A 4 版またはA 3 版） 5 部
- ・ 報告書（企業情報等含む。：A 4 版またはA 3 版） 5 部
- ・ 上記成果のPDF 及び元データ、事業実施時に作成した説明資料及びマニュアル等の電子データ一式

6 その他

- ① 本事業の履行にあたり、市が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、資料の保管や情報の管理に十分留意すること。また、成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。
- ② 本事業は、本仕様書に基づき実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。
- ③ 業務終了後、成果品に誤り、不備等が発見された場合、受注者は速やかに訂正等の対応をすること。